

平成 30 年度

(新規) 平成30年1月1日～12月31日 CPD単位取得者対象

専攻建築士審査と認定・登録申請（新規・更新）のご案内

(公社)兵庫県建築士会企画情報委員会

専攻建築士制度は、消費者保護の視点に立ち、かつ多様化する社会ニーズに応えるため、専門分化した建築士の専攻領域及び専門分野を表示することで、建築士が自らの責任の明確化を図ることを目指すものです。

平成 22 年 4 月より建築士会の会員だけではなくすべての建築士のための制度になるとともに、「統括設計専攻建築士(設計専攻建築士)」「構造設計専攻建築士」「設備設計専攻建築士」は(公社)日本建築士会連合会の「建築士賠償責任保障制度(けんぱい)」の優遇制度の対象資格となりました。

平成 26 年度より「専攻建築士」は下記の要領で年 1 回の登録申請となっています。

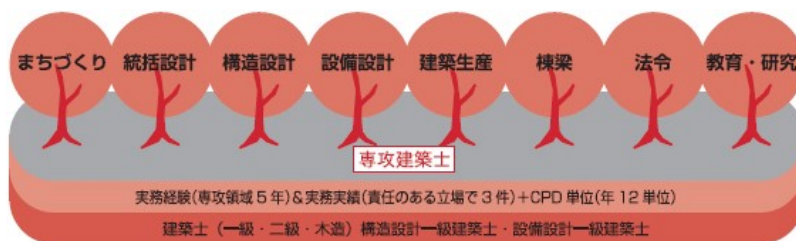
多数の建築士の皆様のお申込をお待ちしております。

なお、すでに専攻建築士の方は、5 年毎に更新申請をしていただく必要があります。平成 26 年度より更新申請についてはWEBでの申請ができるようになりました。

更新対象者の方へは、別途ダイレクトメールにて、更新案内を送りますので、お手続きをお願いいたします。

1. 専攻領域と分野表示

専攻建築士の名称区分は下記の 8 領域とし、実務実績により複数表示することができます。あわせて、専門分野(得意分野)を表示することができます。



詳細は(公社)日本建築士会連合会ホームページをご覧ください。(http://www.kenchikushikai.or.jp/senko-new/summary.html)

“公益社団法人日本建築士会連合会”で検索 → “専攻建築士制度”をクリック

2. 【新規】申請要件

- ①建築士であること。但し、専攻領域「構造設計」と「法令」については1級建築士であること
- ②カード式のCPDを実施し、直近1年で12単位を取得していること
- ③建築士免許取得後の「専攻領域の実務経験年数」が5年以上あること
- ④当該領域の「責任ある立場での実務実績(要第三者による証明)」が3件以上あること

3. 【更新】登録要件

平成 26 年度より実務実績の審査が不要となり、5 年でCPD60単位以上の取得のみ必要となります。(申請をする日の属する年から起算して5年前の1月1日から当該申請の日の属する年の前年の12月31日までの期間)

4. 申請手続き

(1) 申請書類の配布

【新規】本会ホームページよりダウンロード (http://www.hyogo-aba.or.jp/architect/major/)

“兵庫県建築士会”で検索 → “建築士の方へ” → “専攻建築士制度”をクリック

【更新】①WEB申請 → https://kenchikushikai-cpd.jp/senkou/login.php より申請

②書類による窓口申請 → 本会ホームページよりダウンロード (http://www.hyogo-aba.or.jp/architect/major/)

(2) 【新規・更新】審査・登録申請書の受付

①受付期間 【新規】平成 31 年 1 月 7 日(月)～平成 31 年 1 月 31 日(木) 土日祝日休み

【更新】平成 31 年 1 月 7 日(月)～平成 31 年 2 月 28 日(木) ”

②受付場所 (公社)兵庫県建築士会事務局(更新は書類による窓口申請の場合のみ)

③申込方法 事務局に持参または、宅急便、簡易書留でお送り下さい。

(3)【新規・更新】費用

- ①払込方法 郵便局に備え付けの振込用紙にて払い込み、その払込証明書の写しを審査申請書の所定欄に貼付けて下さい。審査手数料は、審査申請書の受理に至らなかった場合を除き、返却致しません。
- ②振込先 郵便振替 01150-4-25742 公益社団法人兵庫県建築士会
- ③登録手数料、審査手数料 (税込み金額)

専攻領域数	新規申請《書類申請のみ》		更新申請《書類による窓口申請》		更新申請《Web申請》	
	会員	会員外	会員	会員外	会員	会員外
1領域	17,280円	29,160円	12,960円	29,160円	9,720円	—
2領域	28,080円	47,520円	15,120円	31,320円	9,720円	—
3領域	38,880円	65,880円	17,280円	33,480円	9,720円	—

※ 更新申請手数料が改正されています。Web申請は領域数に関係なく同一料金となっています。ただし、徽章(バッジ) 2,160円・登録証カード 2,160円は、任意とし別途実費負担となります。

※ Web申請は、会員外の方は利用できませんご了承ください。

(4)【新規】申請に必要な書類

下記書類をご提出ください。提出された書類等は返却できませんので、予めコピー等をお取りください。

申請書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることが出来ません。また、審査の過程において、追加や修正書類の提出をお願いすることがあります。

インクジェットプリンター等による書類の印刷や、水性ボールペンによる記入等、滲む恐れがあるものはご遠慮ください。

- ①審査・登録申請書 (平成30年度 新規 申請書式に限る。プリント後ペーパーにて提出。)

様式1 誓約書 <自署、捺印、顔写真貼付>

様式2 一般事項 <顔写真貼付、WEB表示可・不可や心がけていること等漏れなく記入>

様式3 建築士免許取得後の職務経歴

様式3-1 領域別実務経歴 (領域別書式)

様式4 責任ある立場での実務実績3件以上(領域別書式)

様式5 専攻建築士ポートフォリオ(領域別書式)

<紙と電子媒体の両方提出、ファイル名「平成30年ポートフォリオ【兵庫】新規(氏名(領域)).pdf」>

様式6 申請書類確認書・払込貼付書 <手数料払込証明書の写し貼付>

様式7 実務経歴 プロジェクトチェックリスト <様式3-1の内容確認のため、領域別に作成>

- ②写真2枚

無帽、無背景、正面上3分身を写した証明写真で、最近3ヶ月以内に撮影されたもの。

裏面に氏名を記入し、申請書所定欄に貼付。

登録者カード作成の都合上、プリンター出力での写真は使用できません。

- ③審査・登録手数料払込証明書の写し 申請書所定欄に貼付。

- ④建築士免許証の写し、及び他資格免許証の写し、受賞歴や社会活動の証書の写し、他団体会員証の写し等証書の写しが多くなる場合は、目次を添付願います。

- ⑤CPDカードの写し

- ⑥専攻建築士登録証送付用封筒 (A4封筒、宛先明記)

- (5)【更新】申請に必要な書類 本年度更新対象者の方へは、別途ダイレクトメールにて、更新案内を送ります。

5. 審査と認定・登録

(1) 審査は、「専攻建築士審査、認定基準」及び「兵庫県専攻建築士審査・更新基準」に基づき、兵庫県専攻建築士審査評議会が行います。なお、審査の必要に応じて、ヒアリングを実施することがあります。

(2) 上記の審査結果について(公社)日本建築士会連合会専攻建築士認定評議会で認定審査の上、専攻建築士として認定・登録されます。

6. 申請から登録までの流れ

本会専攻建築士審査評議会での審査 受付終了後～3月上旬

(公社)日本建築士会連合会認定評議会での認定審査 3月下旬

専攻建築士登録認定証交付

問合せ先

(公社)兵庫県建築士会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-6-11 エクセル山手2F

TEL:078-327-0885 FAX:078-327-0887